

佐久穂町生活再建住宅補修事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 自然災害により被災した住宅の早期復旧に資するため、被災者が町内における自己又は親族の居住の用に供する被災住宅の補修若しくは改修を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家 自己又は配偶者が所有する住宅であつて、自己居住に供するものをいう。
- (2) 災害復旧 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他異常な自然現象により生ずる被害）に伴う住宅被害（町長の半壊以上のり災証明を受けた被害に限る。）の復旧をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家の災害復旧工事を行う者
- (2) 親、配偶者の親又は子等が所有し、自ら居住する住宅の災害復旧工事を行う者
- (3) 親、配偶者の親又は子等の持ち家の災害復旧工事を行う者
- (4) 自ら又は配偶者が所有し、親、配偶者の親又は子等が居住する住宅の災害復旧工事を行う者

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、町内の住宅であつて被災時点で住家である次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上（車庫、物置の面積を除く。）であること。）
- (2) 区分所有の共同住宅（2以上の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に限る。）

(補助対象工事等)

第5条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係る災害復旧工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 令和元年10月12日以降の自然災害による災害復旧工事で、工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この告示において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が5万円以上であるもの。
- (2) 申請年度内に工事が完了し、第11条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるものであること。

(補助対象外工事等)

第6条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（災害復旧工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置工事

(4) 町が実施する住宅応急修理制度による工事

(5) その他、補助金の交付が適当でないと認められる災害復旧工事

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、住宅の災害復旧工事に要する費用の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、補助金の額が50万円を超えるときは50万円とする。

2 補助金の交付は、一の住宅について、同一災害に一回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表1に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項の手続において、添付すべき書類の名義が申請者と異なる場合、その名義が配偶者のものである場合に限り、申請者の名義によるものと見なして取り扱うことができる。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を認めたときは様式第2-1号により申請者に通知するものとする。

(補助金交付決定の辞退又は申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金交付の決定を辞退するとき又は申請を取下げるときは、佐久穂町生活再建住宅補修事業補助金交付決定辞退（申請取下げ）届（様式第4号）を町長に届け出なければならない。

2 前項による届出があったときは、従前の補助金交付の決定はその効力を失う。ただし、申請者の配偶者が改めて申請の手続をする場合は、この限りでない。

(事業完了実績報告)

第11条 申請者は、補助金を受けた事業が完了したときは、申請年度の3月20日までに、完了実績報告書（様式第3号）に、別表2に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。なお、交付決定後に工事内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載するものとする。

(補助金の額の確定等)

第12条 町長は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式2-2号により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 補助金は、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

(是正のための措置・報告)

第14条 町長は、第11条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

2 町長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

(財産の管理)

第15条 申請者は、補助金の交付を受け取得した財産・機器等について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第16条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 町長へ提出又は報告する書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第14条第1項の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき
- (4) 前条の規定による管理義務を怠ったとき
- (5) その他町長が不相当と認めたとき

2 前項により補助金交付の決定を取消すときは、様式第6号により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、第16条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表 1 補助金交付申請書類一覧（第 8 条関係）

- ・ 工事請負契約書又は請書の写し
- ・ 工事内訳明細書の写し
- ・ 補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真
- ・ 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本で申請日前 3 か月以内に発行されたもの
- ・ 併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が 2 分の 1 以上（車庫、物置の面積除く。）であることがわかる図面
- ・ 建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面
- ・ 町長が発行する被災を証する書面（り災証明書）又はその写し

別表 2 完了実績報告書書類一覧（第 11 条関係）

- ・ 補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真
- ・ 建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- ・ 工事内容の変更により、第 9 条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真
- ・ 工事に要した費用に係る領収書の写し
- ・ 補助金交付請求書（様式第 5 号）
- ・ その他町長が必要と認める書類